

申 請

令和8年7月21日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 高市 早苗 殿

青森県知事 宮下 宗一郎
(公 印 省 略)

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく令和4年9月20日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。
青森県十和田市において採取されたクリタケ（野生のものに限る。）
青森県鰯ヶ沢町において採取されたハタケシメジ及びムラサキシメジ（野生のものに限る。）
- 解除を申請する理由
別紙1から3参照

別紙 1

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

青森県十和田市で産出される野生きのこ類（クリタケに限る。）（以下「クリタケ」という。）

2 経緯及び解除申請の理由

（1）出荷制限指示

平成 24 年 10 月 12 日に十和田市から採取された野生きのこ類（チチタケ）の放射性物質検査を県が実施した結果、食品の基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウム（120Bq/kg）が検出されたため、同年 10 月 26 日に国から県に対して、同市において採取された野生きのこ類について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請するよう指示が出された。

県は国からの指示を受け、十和田市に対し、同市において採取された野生きのこ類について、一切の出荷を行わないよう周知・指導を要請するとともに、県から直売所、卸売市場等に対し、同市から産出される野生きのこ類を扱わないよう要請した。

また、その他の市町村についても、産地の市町村名を確認の上、適切な表示によって流通させるよう流通拠点の巡回指導を行ってきた。

（2）これまでの出荷制限解除

県は十和田市と連携し、これまでに基準値を超える放射性セシウムが検出された地点を含む同市の生息地から、平成 25 年から平成 27 年にかけてナラタケを採取し検査した結果、すべて基準値の 2 分の 1 を下回り、放射性物質濃度が安定して低水準であることを確認し、平成 27 年 11 月 20 日に同市のナラタケの出荷制限が解除された。

また、平成 27 年から平成 29 年にかけてブナハリタケ、ムキタケを、平成 28 年から平成 30 年にかけてナメコを採取し検査した結果、すべて基準値の 2 分の 1 を下回り、放射性物質濃度が安定して低水準であることを確認し、平成 30 年 11 月 7 日にブナハリタケ及びムキタケ、令和元年 8 月 28 日にナメコの出荷制限が解除された。

（3）検査結果

県は十和田市と連携し、クリタケの出荷制限解除に向け、平成 27 年から令和 7 年にかけてモニタリング検査を実施した結果、49 検体全てが基準値の 2 分の 1 以下であり、安定して低水準であることが確認できた。

また、当該地域におけるクリタケは生育地点が限られており、60 検体を確保することが困難なことから、平成 29 年から令和 7 年にかけて採取した 43 検体（同地点で複数の検査結果がある場合は最新の検査結果を採用）の検査結果を

詳細検査として確認した。検査結果は平均値 4.9Bq/kg、最大値 22.0Bq/kg、95%タイル値 12.0Bq/kg であった。一方でデータの分布に正規性が認められなかったことから、ノンパラメトリックブートストラップ法を用いて解析した。解析の結果 95%タイルは 12.0Bq/kg、99%タイル値は 16.0Bq/kg と推定され、95%信頼区間の上限値を取っても 95%タイル値は 16.0Bq/kg、99%タイル値は 23.0Bq/kg と食品の基準値の 1/4 以下であった。以上の値から同市のクリタケの放射性物質濃度は安定して低水準であり、食品の基準値を超過する可能性は統計的に低いと考えられることから、出荷制限は解除されるべきと判断した。

3 青森県における管理計画

(1) 解除後の検査計画

県と十和田市は連携し、クリタケの発生状況を確認しながら、採取シーズン初期に 3 検体以上の検査を行い、基準値以下であることを確認する。

さらに、出荷されるクリタケの安全性を確保するため、出荷期間内において 1 週間に 1 回程度の定期検査を行う。

(2) 解除後の出荷管理

ア 出荷者対策

県は十和田市と連携し、同市のクリタケを販売する直売所、卸売市場等に対し、入荷先、販売先の記録（出荷管理台帳）を作成・保管及び当該記録の県への提出を要請する。

イ 流通対策

県は十和田市と連携し、直売所、卸売市場等に対し、品目名（クリタケ）、採取地、採取日及び採取者の氏名を適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの流通拠点を巡回指導する。

(3) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

県は十和田市と連携し、採取者に対し、速やかに同市のクリタケの出荷自粛を要請するとともに、直売所や卸売市場等に対して、出荷されたクリタケの回収を要請する。

(4) 関係者への周知

県は十和田市と連携し、本計画の内容について、採取者、直売所、卸売市場等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

青森県十和田市の野生きのこ（クリタケ）詳細検査結果

記番	検体番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)
1	5	H29.10.26	22.0
2	6	H29.10.18	10.0
3	7	H29.11.8	<9.3
4	8	H29.11.8	<9.5
5	9	H29.11.13	8.7
6	10	H30.12.11	<8.2
7	11	H30.12.13	12.0
8	12	H30.11.14	<8.4
9	13	R1.10.31	<8.0
10	14	R1.11.29	18.0
11	15	R2.11.16	<8.7
12	16	R2.11.17	<8.9
13	17	R3.10.12	<8.8
14	18	R3.10.12	<8.3
15	19	R3.10.21	6.6
16	21	R3.11.10	<7.4
17	23	R4.10.19	<9.0
18	24	R4.10.20	<8.8
19	25	R4.10.31	6.0
20	26	R4.11.16	12.0
21	27	R4.11.16	<8.9
22	28	R4.11.16	<8.9
23	29	R4.11.17	7.5
24	30	R5.11.6	<9.4
25	31	R5.11.13	<9.0
26	32	R5.11.15	7.1
27	33	R5.11.20	9.2
28	34	R5.11.20	5.7
29	35	R5.11.28	6.2
30	36	R6.10.24	<8.8
31	37	R6.10.28	7.7
32	38	R6.10.28	<9.2
33	39	R6.10.28	<8.6
34	40	R6.11.6	4.6
35	41	R6.11.18	<8.9
36	42	R7.10.20	<9.1
37	43	R7.10.27	<8.7
38	44	R7.11.7	<9.7
39	45	R7.11.7	5.8
40	46	R7.11.10	<9.2

記番	検体番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)
41	47	R7.11.10	<8.7
42	48	R7.11.10	<8.5
43	49	R7.11.25	<9.6

平均値	4.9
最大値	22.0
最小値	1.8
中央値	2.4
標準偏差	4.5
95%値	12.0
検体数	43

注1：<（不検出）のデータには、Cs137の検出限界値の1/2を代入して計算。

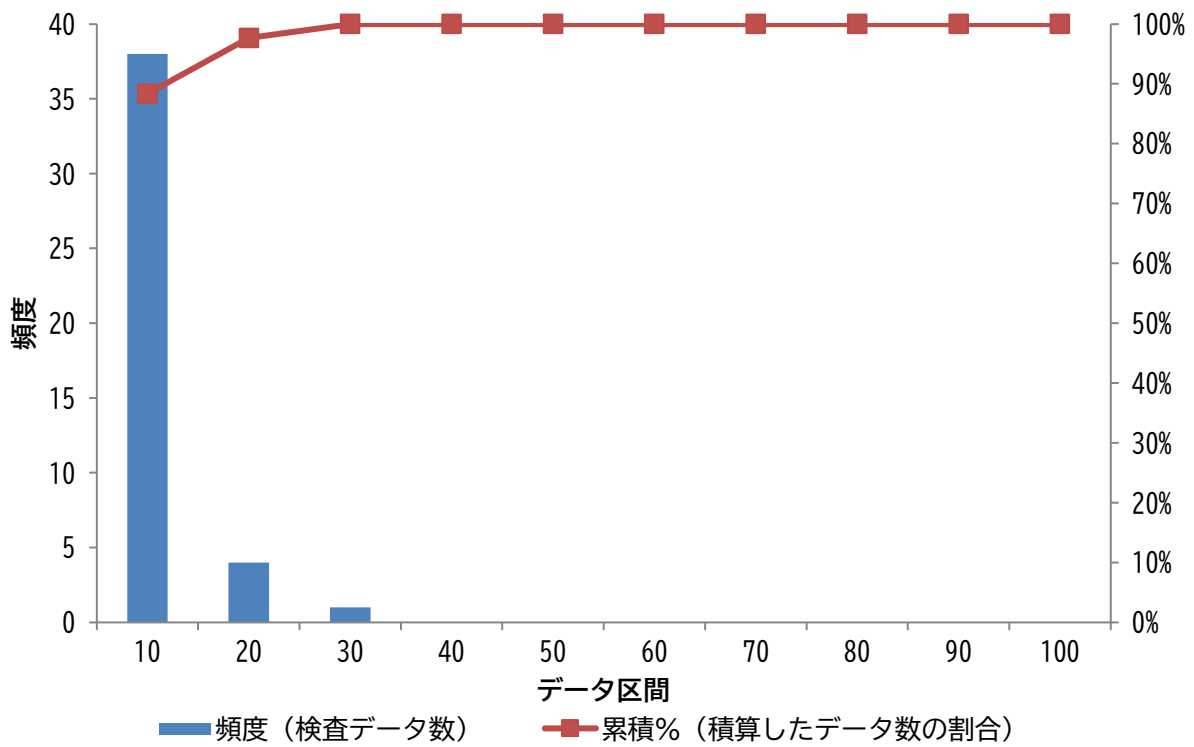
注2：位置情報の不明な検体については推定計算から除外。

注3：同地点において複数年検査を実施しているものについては、最新の検査結果のみ集計に使用。

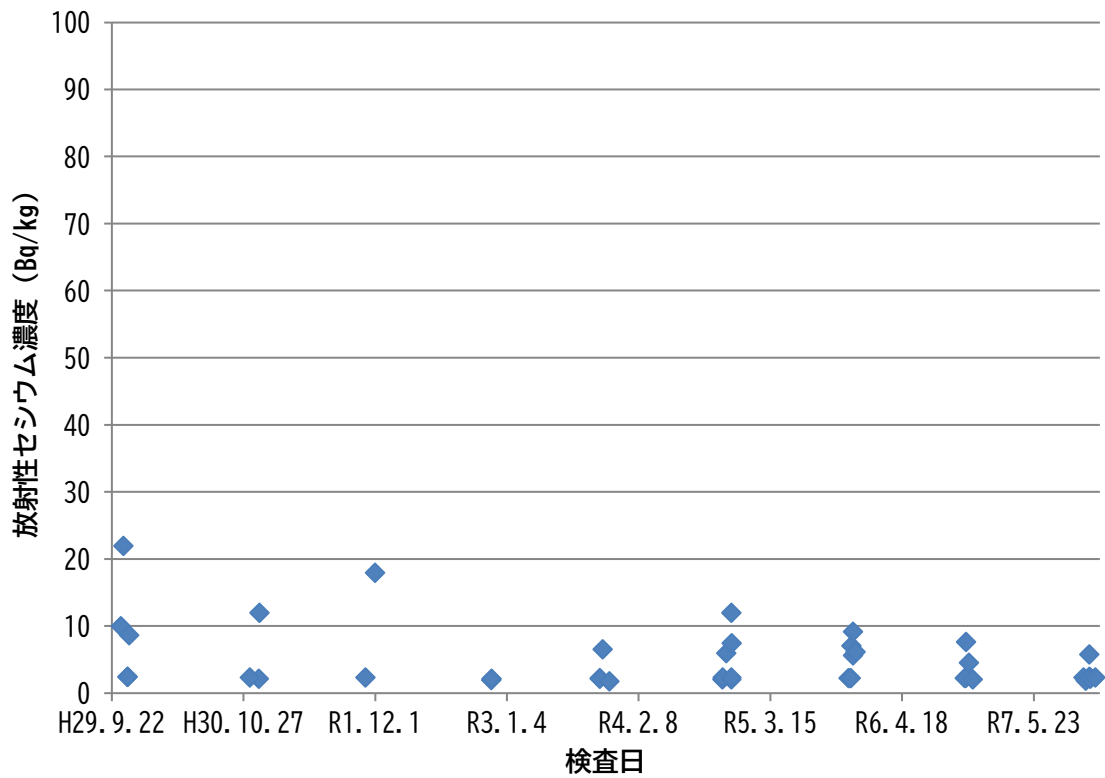
十和田市のクリタケに係る検査結果

H27			H28			H29			H30			R1			R2			R3			R4			R5			R6			R7			備考
検体 番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検体 番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検体 番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検体 番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検体 番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検体 番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検体 番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検体 番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検体 番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検体 番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検体 番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)	
1	H27.11.13	<7.0																															位置情報不明
			2	H28.10.21	<8.5																												
			3	H28.11.11	13.0																												
			4	H28.11.22	<9.7																												
						5	H29.10.26	22.0																									
						6	H29.10.18	10.0																									
						7	H29.11.8	<9.3																									
						8	H29.11.8	<9.5																									
						9	H29.11.19	8.7																									
									10	H30.12.11	<8.2																						
									11	H30.12.13	12.0																						
									12	H30.11.14	<8.4																						
												13	R1.10.31	<8.0																			
												14	R1.11.29	18.0																			
															15	R2.11.16	<8.7																
															16	R2.11.17	<8.9																
																		17	R3.10.12	<8.8													
																		18	R3.10.12	<8.3													
																		19	R3.10.21	6.6													
																		20	R3.11.10	<8.2							38	R6.10.28	<9.2				
																		21	R3.11.10	<7.4													
																		22	R3.11.25	0.0													位置情報不明
																					23	R4.10.19	<9.0										
																					24	R4.10.20	<8.8										
																					25	R4.10.31	6.0										
																					26	R4.11.16	12.4										
																					27	R4.11.16	<8.9										
																					28	R4.11.16	<8.9										
																					29	R4.11.17	7.5										
																								30	R5.11.6	<9.4							
																								31	R5.11.13	<9.0							
																								32	R5.11.15	7.1							
																								33	R5.11.20	9.2							
																								34	R5.11.20	5.7							
																								35	R5.11.28	6.2							
																											36	R6.10.24	<8.8				
																											37	R6.10.28	7.7				
																											39	R6.10.28	<8.6				
																											40	R6.11.6	4.6				
																											41	R6.11.18	<8.9				
																														42	R7.10.20	<9.1	
																														43	R7.10.27	<8.7	
																														44	R7.11.7	<9.7	
																														45	R7.11.7		5.8
																														46	R7.11.10	<9.2	
																														47	R7.11.10	<8.7	
																														48	R7.11.10	<8.5	
																														49	R7.11.25	<9.6	

クリタケのセシウム濃度（十和田市）



クリタケのセシウム濃度の推移（十和田市）



別紙 2

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

青森県鰯ヶ沢町で産出される野生きのこ類（ハタケシメジに限る。）（以下「ハタケシメジ」という。）

2 経緯及び解除申請の理由

（1）出荷制限指示

平成 25 年 9 月 20 日に鰯ヶ沢町から採取された野生きのこ類（サクラシメジ）の放射性物質検査を県が実施した結果、食品の基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウム（150Bq/kg）が検出されたため、同年 10 月 1 日に国から県に対して、同町において採取された野生きのこ類について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請するよう指示が出された。

県は国からの指示を受け、鰯ヶ沢町に対し、同町において採取された野生きのこ類について、一切の出荷を行わないよう周知・指導を要請するとともに、県から直売所、卸売市場等に対し、同町から産出される野生きのこ類を扱わないよう要請した。

また、その他の市町村についても、産地の市町村名を確認の上、適切な表示によって流通させるよう流通拠点の巡回指導を行ってきた。

（2）これまでの出荷制限解除

県は鰯ヶ沢町と連携し、これまでに基準値を超える放射性セシウムが検出された地点を含む同町の生息地から、平成 25 年から平成 27 年にかけてナラタケを、令和元年から令和 3 年にかけてムキタケを採取し検査した結果において、すべて基準値の 2 分の 1 を下回り、放射性物質濃度が安定して低水準であることを確認し、平成 27 年 11 月 20 日にナラタケ、令和 4 年 9 月 20 日にムキタケの出荷制限が解除された。

（3）検査結果

県は鰯ヶ沢町と連携し、ハタケシメジの出荷制限解除に向け、令和 2 年から令和 7 年にかけて検査した 60 検体を詳細検査結果として確認したところ、平均値 2.3Bq/kg、最大値 7.1Bq/kg、95%タイル値 2.5Bq/kg であり、食品の基準値（100Bq/kg）を大きく下回っていた。

また、近年の検査結果を抽出してみると、令和 5 年 10 検体、令和 6 年に 15 検体、令和 7 年に 14 検体の 3 年間で合計 39 検体を検査しており、検査結果はすべて基準値の 2 分の 1 以下（平均値 2.3Bq/kg、最大値 5.3Bq/kg、95%タイル値 2.5Bq/kg）であった。

以上の値から同町のハタケシメジの放射性物質濃度は安定して低水準であり、食品の基準値を超過する可能性は統計的に低いと考えられることから、出

荷制限は解除されるべきと判断した。

3 青森県における管理計画

(1) 解除後の検査計画

県と鰯ヶ沢町は連携し、ハタケシメジの発生状況を確認しながら、採取シーズン初期に3検体以上の検査を行い、基準値以下であることを確認する。

さらに、出荷されるハタケシメジの安全性を確保するため、出荷期間内において1週間に1回程度の定期検査を行う。

(2) 解除後の出荷管理

ア 出荷者対策

県は鰯ヶ沢町と連携し、同町のハタケシメジを販売する直売所、卸売市場等に対し、入荷先、販売先の記録（出荷管理台帳）を作成・保管及び当該記録の県への提出を要請する。

イ 流通対策

県は鰯ヶ沢町と連携し、直売所、卸売市場等に対し、品目名（ハタケシメジ）、採取地、採取日及び採取者の氏名を適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの流通拠点を巡回指導する。

(3) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

県は鰯ヶ沢町と連携し、採取者に対し、速やかに同町のハタケシメジの出荷自粛を要請するとともに、直売所や卸売市場等に対して、出荷されたハタケシメジの回収を要請する。

(4) 関係者への周知

県は鰯ヶ沢町と連携し、本計画の内容について、採取者、直売所、卸売市場等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

青森県鯉ヶ沢町の野生きのこ(ハタケシメジ)詳細検査結果

記番	検体番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)
1	14	R2.10.8	<8.4
2	15	R2.10.14	<9.3
3	16	R2.10.14	<9.3
4	17	R2.10.14	<9.1
5	18	R2.10.14	<9.3
6	19	R2.10.26	<9.2
7	20	R3.10.19	<8.2
8	21	R3.10.19	<8.0
9	22	R3.10.19	<7.8
10	23	R3.10.19	<7.5
11	24	R3.10.21	<7.1
12	25	R3.10.21	<8.6
13	26	R3.11.9	7.1
14	27	R3.11.10	<7.2
15	28	R4.9.30	<8.6
16	29	R4.10.1	<8.0
17	30	R4.10.1	<8.3
18	31	R4.10.1	<7.7
19	32	R4.10.1	<8.3
20	33	R4.10.4	<8.8
21	34	R4.10.25	<9.2
22	35	R5.10.13	<7.9
23	36	R5.10.18	<7.8
24	37	R5.10.18	<7.8
25	38	R5.10.18	<8.3
26	39	R5.10.18	<8.0
27	40	R5.10.25	<9.0
28	41	R5.10.25	<8.9
29	42	R5.10.25	<9.3
30	43	R5.10.25	<9.3
31	44	R5.10.25	<9.4
32	45	R6.10.1	<9.5
33	46	R6.10.4	<8.7
34	47	R6.10.25	<9.0
35	48	R6.10.28	<9.4
36	49	R6.10.29	<9.8
37	50	R6.10.29	<8.2
38	51	R6.10.17	<8.7
39	52	R6.10.17	<9.3
40	53	R6.10.17	<8.3

記番	検体番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)
41	54	R6.10.17	<8.3
42	55	R6.10.17	<8.2
43	56	R6.10.21	5.3
44	57	R6.10.21	<9.0
45	58	R6.10.24	<9.3
46	59	R6.10.24	<9.2
47	60	R7.10.15	<9.1
48	61	R7.10.15	<9.8
49	62	R7.10.15	<8.9
50	63	R7.10.15	<8.4
51	64	R7.10.10	<8.7
52	65	R7.10.10	<7.7
53	66	R7.10.27	<9.1
54	67	R7.10.27	<9.3
55	68	R7.10.29	<9.7
56	69	R7.10.29	<9.2
57	70	R7.10.20	<9.4
58	71	R7.10.24	<8.8
59	72	R7.10.24	<9.4
60	73	R7.11.7	<9.5

実測値(R5～R7)

平均値	2.3
最大値	5.3
最小値	1.7
中央値	2.3
標準偏差	0.5
95%値	2.5
検体数	39

詳細検査実測値(R2～R7)

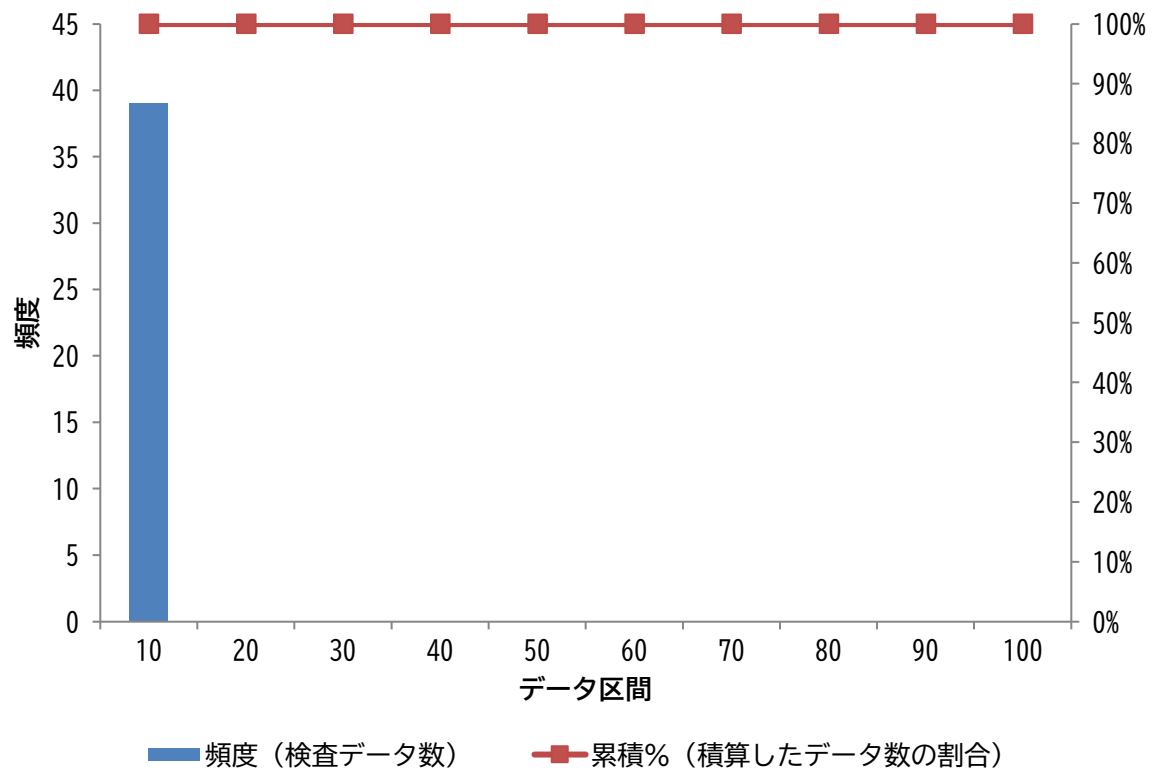
平均値	2.3
最大値	7.1
最小値	1.7
中央値	2.2
標準偏差	0.8
95%値	2.5
検体数	60

注1:<(不検出)のデータには、Cs137の検出限界値の1/2を代入して計算

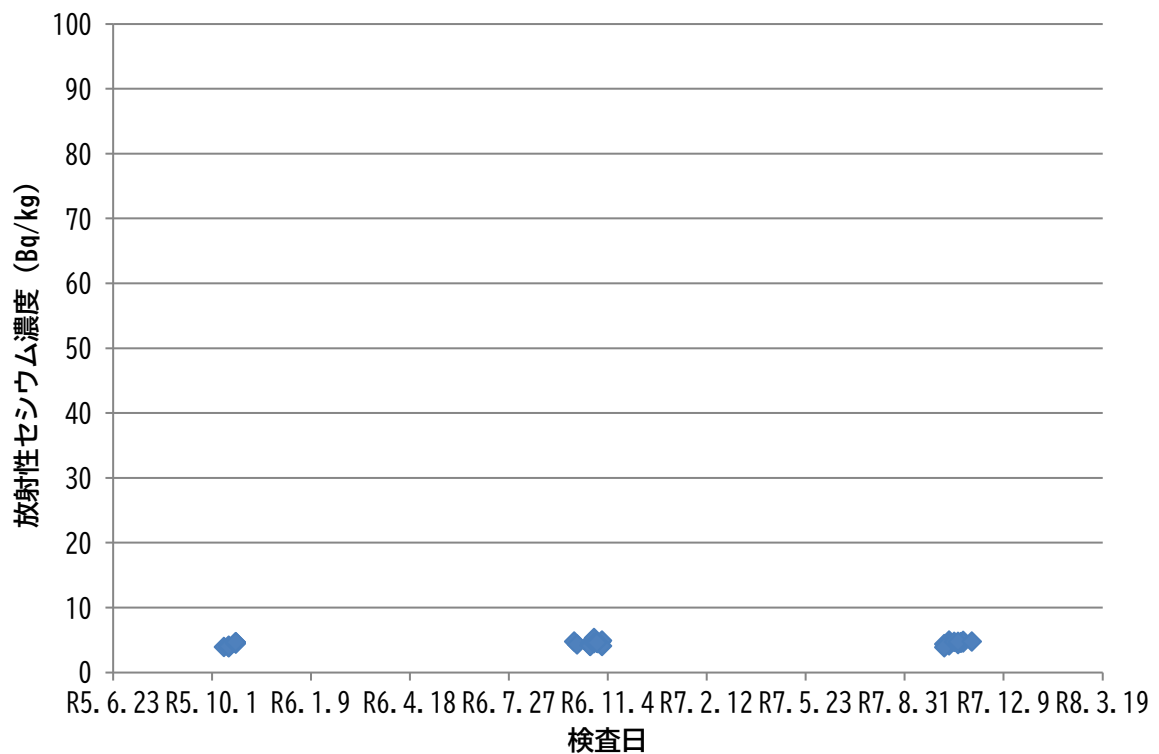
鯨ヶ沢町のハタケシメジに係る検査結果

[illegible]

ハタケシメジのセシウム濃度（鰯ヶ沢町）



ハタケシメジのセシウム濃度の推移（鰯ヶ沢町）



別紙 3

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

青森県鰯ヶ沢町で産出される野生きのこ類（ムラサキシメジに限る。）（以下「ムラサキシメジ」という。）

2 経緯及び解除申請の理由

（1）出荷制限指示

平成 25 年 9 月 20 日に鰯ヶ沢町から採取された野生きのこ類（サクラシメジ）の放射性物質検査を県が実施した結果、食品の基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウム（150Bq/kg）が検出されたため、同年 10 月 1 日に国から県に対して、同町において採取された野生きのこ類について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請するよう指示が出された。

県は国からの指示を受け、鰯ヶ沢町に対し、同町において採取された野生きのこ類について、一切の出荷を行わないよう周知・指導を要請するとともに、県から直売所、卸売市場等に対し、同町から産出される野生きのこ類を扱わないよう要請した。

また、その他の市町村についても、産地の市町村名を確認の上、適切な表示によって流通させるよう流通拠点の巡回指導を行ってきた。

（2）これまでの出荷制限解除

県は鰯ヶ沢町と連携し、これまでに基準値を超える放射性セシウムが検出された地点を含む同町の生息地から、平成 25 年から平成 27 年にかけてナラタケを、令和元年から令和 3 年にかけてムキタケを採取し検査した結果、すべて基準値の 2 分の 1 を下回り、放射性物質濃度が安定して低水準であることを確認し、平成 27 年 11 月 20 日にナラタケ、令和 4 年 9 月 20 日にムキタケの出荷制限が解除された。

（3）検査結果

県は鰯ヶ沢町と連携し、ムラサキシメジの出荷制限解除に向け、平成 29 年から令和 7 年にかけて検査した 62 検体を詳細検査結果として確認したところ、平均値 2.2Bq/kg、最大値 2.6Bq/kg、95%タイル値 2.4Bq/kg であり、食品の基準値（100Bq/kg）を大きく下回っていた。

また、近年の検査結果を抽出してみると令和 5 年に 6 検体、令和 6 年 10 検体、令和 7 年に 2 検体の 3 年間で合計 18 検体を検査しており、検査結果は全て検出限界値以下であった。

このことから、同町のムラサキシメジの放射性物質濃度は安定して低水準であり、食品の基準値を超過する可能性は統計的に低いと考えられることから、出荷制限は解除されるべきと判断した。

3 青森県における管理計画

(1) 解除後の検査計画

県と鰯ヶ沢町は連携し、ムラサキシメジの発生状況を確認しながら、採取シーズン初期に3検体以上の検査を行い、基準値以下であることを確認する。

さらに、出荷されるムラサキシメジの安全性を確保するため、出荷期間内において1週間に1回程度の定期検査を行う。

(2) 解除後の出荷管理

ア 出荷者対策

県は鰯ヶ沢町と連携し、同町のムラサキシメジを販売する直売所、卸売市場等に対し、入荷先、販売先の記録（出荷管理台帳）を作成・保管及び当該記録の県への提出を要請する。

イ 流通対策

県は鰯ヶ沢町と連携し、直売所、卸売市場等に対し、品目名（ムラサキシメジ）、採取地、採取日及び採取者の氏名を適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの流通拠点を巡回指導する。

(3) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

県は鰯ヶ沢町と連携し、採取者に対し、速やかに同町のムラサキシメジの出荷自粛を要請するとともに、直売所や卸売市場等に対して、出荷されたムラサキシメジの回収を要請する。

(4) 関係者への周知

県は鰯ヶ沢町と連携し、本計画の内容について、採取者、直売所、卸売市場等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

青森県鮭ヶ沢町の野生きのこ（ムラサキシメジ）詳細検査結果

記番	検体番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)
1	3	H29.11.2	<9.3
2	4	H29.11.18	<9.8
3	5	H29.11.18	<9.9
4	7	H30.12.25	<8.0
5	8	H30.12.25	<8.3
6	9	H30.11.8	<9.0
7	10	H30.11.9	<8.6
8	11	H30.11.9	<8.8
9	13	H30.11.9	<8.0
10	19	R1.11.8	<8.7
11	20	R1.11.8	<8.4
12	21	R1.11.15	<9.0
13	22	R1.11.15	<9.2
14	23	R1.11.15	<9.0
15	25	R1.11.15	<9.2
16	26	R1.11.15	<8.6
17	27	R1.12.4	<8.0
18	31	R2.11.12	<9.0
19	32	R2.11.24	<9.0
20	33	R2.11.24	<8.0
21	34	R2.11.30	<8.9
22	35	R2.11.27	<8.8
23	36	R3.11.9	<8.9
24	37	R3.11.10	<7.6
25	38	R3.11.10	<8.8
26	39	R3.11.10	<8.9
27	40	R3.11.16	<8.6
28	41	R3.11.16	<7.5
29	42	R3.11.16	<8.2
30	43	R3.11.16	<7.7
31	44	R3.11.16	<8.4
32	45	R3.11.16	<7.6
33	46	R3.11.16	<8.5
34	47	R3.11.16	<8.7
35	48	R3.11.25	<9.0
36	49	R3.11.25	<8.0
37	50	R4.11.2	<8.2
38	51	R4.11.8	<9.3
39	52	R4.11.8	<9.4
40	53	R4.11.8	<9.2

記番	検体番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)
41	54	R4.11.8	<7.2
42	55	R4.11.8	<7.0
43	56	R4.11.17	<9.1
44	57	R4.11.17	<9.2
45	58	R5.10.30	<9.1
46	59	R5.11.10	<8.9
47	60	R5.11.10	<9.1
48	61	R5.11.10	<8.0
49	62	R5.11.10	<9.3
50	63	R5.11.10	<9.3
51	64	R6.11.5	<8.1
52	65	R6.11.5	<8.9
53	66	R6.11.5	<9.5
54	67	R6.11.5	<8.2
55	68	R6.11.5	<9.4
56	69	R6.11.5	<9.2
57	70	R6.11.11	<9.7
58	71	R6.11.11	<8.8
59	72	R6.11.11	<8.2
60	73	R6.11.11	<9.1
61	74	R7.11.11	<8.8
62	75	R7.11.28	<9.0

実測値

平均値	2.2
最大値	2.6
最小値	1.7
中央値	2.2
標準偏差	0.2
95%値	2.4
検体数	62

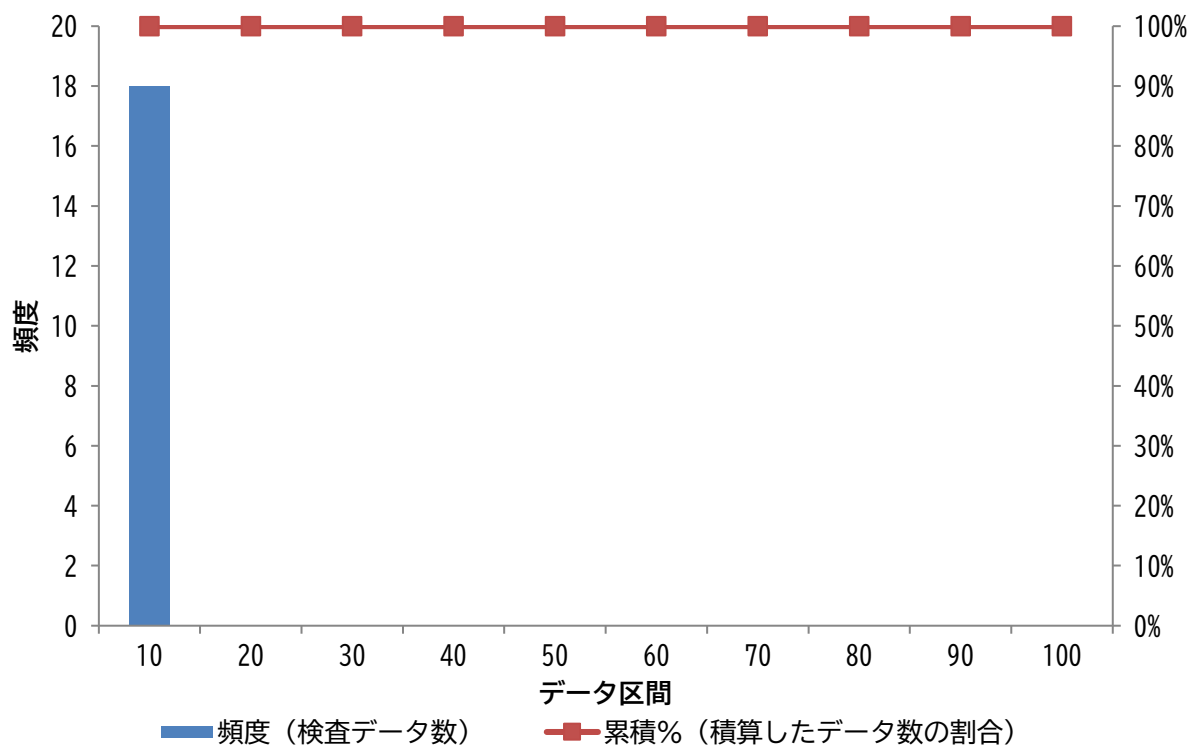
注1：<（不検出）のデータには、Cs137の検出限界値の1/2を代入して計算

注2：位置情報の不明な検体については推定計算から除外

鯺ヶ沢町のムラサキシメジに係る検査結果

[illegible]

ムラサキシメジのセシウム濃度（鰯ヶ沢町）



ムラサキシメジのセシウム濃度の推移（鰯ヶ沢町）

